

❖ 子ども会について

Q. 子ども会とは？

- A. 子ども会は、同じ地域に住む様々な年齢の子どもたちで組織されたもっとも身近な集団です。“遊び”を中心とした活動を通して、自主性や社会性など、将来たくましく生きていくために必要な心と体の能力を身につけていくことを目的としています。

Q. 子ども会に加入するメリットは？

- A. 子ども会では異年齢の仲間と関わりながら遊ぶことを通して、協調性や責任感、他人への思いやりの心を身につけることができます。

Q. 子ども会育成会って？役割は？

- A. 子ども会育成会は、主に子ども会会員（子どもたち）の保護者をはじめとする、地域の大人が会員となって、子ども会が自主的に活動できるように子ども会を支える組織です。子どもは成長発達の途中あり、いろんな面で判断力、経験、体力など未熟であり、大人の援助を必要とします。子ども会活動がうまくいくように、指導・助言や条件整備をします。それにあわせて子ども会のことや子どものことについて学習することも大切です。

Q. 子ども会の組織はどうなっているの？

- A. それぞれの子ども会は、結成の動機・経緯が一様でなく、組織の形態も様々です。地域の実情や規模を考慮して組織しましょう。組織を作るにあたっては、子ども会みんなの意見や希望が会に反映できる仕組みであること、役員や係の選出方法・仕事分担がはっきりしていて、“みんなの会”であることを認識しましょう。

Q. どんな行事をすればいいの？

- A. 前年と全く同じ行事をただ消化するだけでなく、子どもたちにとって魅力のあるプログラムを計画しましょう。できるだけ子どもたちが知恵を出し合い、創意を集めてプログラムを作り上げるようにしたいものです。子どもたちは企画段階から関わりあうことで、責任を感じながら最後までやり抜きます。そのためには大人が的確に働きかける事も大切です。

Q. 子どもを中心に活動させたら危ないのではないか？

- A. 遊びをはじめとする子どもたちの活動には、時として危険も伴います。しかし、「危ないから」として消極的になるとその活動の目的を達成できなったり、ひいては子どもたちの健やかな成長を阻害することにもなりかねません。子どもたちはいろいろな活動の中で自分の力を試し、失敗とチャレンジの繰り返しのなかから危険に気づき、それを回避する能力を自然と身につけていくものです。危ないからやらない」のではなく、「危なくないように活動するにはどうすればよいか」を考えて子どもたちが活動すること、また、子どもが気づきにくいような危険を排除することが育成者・指導者の大切な役割です。

Q. 子どもの数が減って子ども会活動をするのが難しくなってきました。

- A. 子ども会の運営が難しくなってしまう、子どもたちの活動機会がなくなってしまうことは、子どもにとって好ましくありません。

市子連の行事では、子ども会ごとにチームを作って参加してもらうことがありますが、1つの子ども会でチームが作れなくても、他の子ども会と合同チームを作るなどの方法で参加できるようにしています。また、地域の実情に応じて、他の子ども会と合併したりすることで活動しやすくなるなどの例もあります。

❖ 銚田市子ども会育成連絡協議会（市子連）について

Q. 市子連とは？

A. 銚田市子ども会育成連絡協議会（市子連）は、「子どもたちの手による子ども会づくり」を目標として、各地域の子ども会育成者等が結集して組織されています。青少年の健全な発達に寄与するとともに、子ども会会員の親睦と資質向上を図ることを目的としています。

Q. 市子連の役員はどんな人たち？

A. 会長をはじめとする市子連役員はすべて有志のボランティアで構成され、子どもたちや子ども会のために活動されています。

Q. 市子連の活動って何があるの？

A. 子ども会球技大会（キックベースボール）や子ども会作品展を開催したりしています。銚田市も市子連の活動を支援しています。

❖ 安全共済会について

Q. 全国子ども会安全共済会とは？

A. 子ども会活動を安心して行うために、市子連に加入している子ども会が加入することができる保険です。

この安全共済会に加入しておくことで、子ども会活動中に生じた負傷・疾病などに対して共済金が支払われます。

共済期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。

Q. 安全共済会に加入するにはどうすればいいの？

A. 安全共済会加入申込みについては、5月上旬から生涯学習課で随時受け付けています。

申込み書類については市子連総会時、もしくは生涯学習課（旭総合支所1階）で配布しています。

Q. 受け付け開始以前の子ども会活動でケガをしたらどうすればいいの？

A. 5月の下旬（具体的な期日は毎年異なります）までに申込み手続きを済まされた場合は、4月1日に遡って適用されます。

Q. 新しい子どもが子ども会に入ってきたのですが。

A. 年度途中に加入したお子様にも安全共済会への加入をお勧めします。

追加加入の手続きについては、最初の加入手続きと同じです。加入する子どもの情報、子ども会育成者代表の印鑑および必要な負担金をご用意の上、生涯学習課（旭総合支所1階）までお越しください。

追加加入などについて、ご不明な点・質問などがある場合は、生涯学習課までお問合せください。

Q. 年間行事計画が決まっていないのですが。

A. 申し込み時点で年間行事計画がはっきりと決まっていない場合は、予定されている行事（例年開催しているものなど）を書いておいてください。開催日や場所が決まっていない場合は「未定」と書いて提出してください。行事はいつでも追加や変更することができます。

Q. 年間行事計画の追加や変更をしたいのですが。

A. 年間行事計画の追加や変更については、電話かファックスで生涯学習課までご連絡ください。追加や変更はいつでも受け付けることができますが、事務手続きに時間がかかることもありますので、なるべく行事開催の2週間前までにご連絡ください。

Q. 子ども会活動中に子どもがケガをしました。どうすればいいの？

A. 万が一事故が発生し、子どもがケガをしてしまった場合は、速やかに生涯学習課まで電話で連絡してください。そのあとで＜共済様式＞請求-01「事故第一報報告書」などの書類を提出していただくこととなります。

※ 年間行事計画書に記載されていない行事や「未定」のままになっている行事で発生した事故については、共済金が出ませんのでご注意ください。

なお、安全共済会の詳細については「全国子ども会安全共済会についてのご案内」のページをご覧ください。